

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和元年
11月1日
(金曜日)

目次

- 規則
建築基準法施行細則の一部を改正する規則（建築指導課）……………一
- 告示
特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を
しなればならない区域の指定（環境政策課）……………二
生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出（厚政課）……………二
生活保護法の規定に基づく医療機関の指定（厚政課）……………二
保安林予定森林（岩国市）（森林整備課）……………二
急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正（砂防課）……………三
○公告
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取（四件）（商政課）……………三
公共測量の実施（監理課）……………四
○選管告示
政治団体の名称等……………四
政治団体の異動事項……………五
資金管理団体の名称等……………五
○公安委告示
銃砲刀剣類所持等取締法第五条の三第一項の講習会の開催……………五
○公安委告示
契約の締結……………六



建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十一月一日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第十五号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和五十九年山口県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「、第六十一条又は第六十二条第一項」を「又は第六十一条」に改め、同条第二項中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改める。

第九条を削り、第十条を第九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（維持保全に関する準則の作成等を要する建築物の指定）

第十条 法第八条第二項第二号の規定により指定する建築物は、事務所その他これに類する用途に供するもので、階数が五以上であり、かつ、当該用途に供する部分の床面積の合計が千五百平方メートルを超えるものとする。

第二十七条第一項の表中「又は第八十五条第三項、第五項若しくは第六項」を「第八十五条第三項、第五項若しくは第六項又は第八十七条の三第三項若しくは第五項」を「第八十五条第三項若しくは第五項又は第八十七条の三第三項若しくは第五項」に、「若しくは第五項第三号」を「、第五項若しくは第六項第三号」に、「第六十七条の三第三項第二号」を「第六十七条第三項第二号」に改める。

第三十条の二中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改め、「第八十六条の八第一項」の下に「又は第八十七条の二第一項」を、「第八十六条の八第三項」の下に「（法第八十七条の二第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

第三十一条の表中「第十条の四の四第一項」を「第十条の四の五第一項」に、「第十条の四の七第一項」を「第十条の四の八第一項」に改める。

別記第二号様式中

建築基準法第26条、第27条、第61条及び第62条第1項に係る不適格建築物

建築基準法第26条、第27条及び第61条に係る不適格建築物

「第13項」を

「第14項」に改める。

別記第七号様式中「（第10条関係）」を「（第9条関係）」に、「第10条の」を「第9条の」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第二百十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和元年十一月一日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 形質変更時要届出区域
宇部市大字小串字沖ノ山一九七八の一〇の一部
- 二 特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物

山口県告示第二百十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和元年十一月一日

山口県知事 村岡 嗣政

名称	所在地	廃止年月日
岩本医院	周南市須々万本郷三五六の三	令和元、八、三一
相山歯科医院	宇部市松島町九番五号	〃 〃 五
あすなる薬局	〃 大字妻崎開作六五六	〃 〃 三一
くりや薬局	周南市大字栗屋三五六の七	〃 〃 〃
周陽調剤薬局	〃 周陽二丁目四番一号	〃 〃 〃

山口県告示第二百十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和元年十一月一日

山口県知事 村岡 嗣政

名称	所在地	指定年月日
岩本医院	周南市須々万本郷三五六の三	令和元、九、一
相山歯科医院	宇部市松島町九番五号	〃 〃 八、六
あすなる薬局	〃 大字妻崎開作六〇三の八	〃 〃 九、一
くりや薬局	周南市大字栗屋三五六の七	〃 〃 〃
周陽調剤薬局	〃 周陽二丁目四番一号	〃 〃 〃

指定訪問看護事業者等 名称 主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等 名称 所在地	指定年月日
株式会社訪問看護ステーションもみじ 周南市城ヶ丘三丁目一番三五号	株式会社訪問看護ステーションもみじ 周南市城ヶ丘三丁目一番三五号	令和元、八、一

山口県告示第二百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

令和元年十一月一日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 保安林予定森林の所在場所
岩国市柱野字本谷檜木尾一七二の一、一九七の一、一九九の一、二〇〇の一、二〇一の一、二〇三、二〇四、二〇一、一六三〇、一六三一、一六三三、字本谷兵衛殿畑二二三、二二四の一、二二四の二、二二四の四、二二五から二二八まで、二二九の一から二二九の三まで、二三〇、二三六、一一六一九、一一六二〇、一一六二四、一一六二六、一一六二九、一一七二五の七から一一七二五の九まで、字本谷舟池二三八の一から二三八の四まで、二三九の一、二三九の二、二四〇、二四二、一一六一三、字本谷大栗木二四五から二四七まで、二五〇、二五五、一一六〇七、一一六〇八、一一六一〇、字本谷三軒屋二五九の一、二六〇、二六一、二六二の一、二六四の一、二六六、二七〇、二七一、字本谷見の越二七二から二七四まで、二七八、字本谷神の内一一三二六の三七、一一七二五の一（次の図に示す部分に限る。）、字本谷

屋ヶ谷一五九六、一五九七、一五九九

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができない立木は、岩国市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び岩国市産業振興部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百十八号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示(平成三十年山口県告示第三百八十八号)の一部を次のように改正する。

令和元年十一月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

三反田地区に関する部分二 区域の範囲を次のように改める。

二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線、標柱五号と六号を市味川右岸境界線に沿って結んだ線、標柱六号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた区域

市 名	萩 市
大 字 名	下 田 万
字 名	下 登 城
地 番	二九八九の五 一〇七二の一 一〇七二の一 一〇六九
標 柱 番 号	一号 二号 三号 四号 五号 六号

〃	〃	〃	〃	下 登 城	二九八〇	七号
〃	〃	〃	〃		二九八一の四	八号
〃	〃	〃	〃		二九八四の一	九号
〃	〃	〃	〃		二九八九の一	十号



(一五四) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、令和元年五月三十一日山口県公告(一五)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、令和元年十一月一日から同年十二月二日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

令和元年十一月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 サンキュードラッグ上田中町店

所在地 下関市上田中町二丁目九の三七

二 意見の概要

交通に係る事項について配慮を求める。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 スーパーセンタートライアル長府才川店

所在地 下関市長府才川二丁目四八九の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(一五五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、令和

元年六月四日山口県公告(一九)に係る大規模小売店舗について次のとおり防府市から意見を聴きました。

当該意見は、令和元年十一月一日から同年十二月二日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

令和元年十一月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめマート三田尻

所在地 防府市大字新田二二一の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(一五六) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、令和元年六月四日山口県公告(二〇)に係る大規模小売店舗について次のとおり山陽小野田市から意見を聴きました。

当該意見は、令和元年十一月一日から同年十二月二日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市経済部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

令和元年十一月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめマート南小野田

所在地 山陽小野田市高栄二丁目六四六五の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(一五七) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、令和元年六月十四日山口県公告(二五)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、令和元年十一月一日から同年十二月二日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市商工水産部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

令和元年十一月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フジグラン宇部

所在地 宇部市明神町三丁目一の一

二 意見の概要

騒音の発生に係る事項について配慮を求める。

(一五八) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、防府市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和元年十一月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(道路台帳図データ作成)

二 作業の地域

防府市岩畠一丁目、国衙二丁目、桑南二丁目、中西、西仁井令一丁目、西仁井令二丁目、美和町、牟礼今宿二丁目、牟礼柳、大字下右田、大字新田、大字高井、大字田島、大字西浦、大字浜方及び大字牟礼

三 作業の期間

令和元年十月十一日から令和二年三月十三日まで



山口県選挙管理委員会告示第三十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定による届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和元年十一月一日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備考 (届出年月日)
上田(けい)じ後援会	上田 啓二	村上 修	長門市西深川4031		令和元、1
梨花の会	藤井 律子	有吉 典子	周南市大字栗屋724		” ” 24

山口県選挙管理委員会告示第三十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第二項の規定による届出があった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和元年十一月一日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		備考 (異動年月日)
			新	旧	
公明党山口総支部	曾田 聡	事務所	山口市小郡下郷483	防府市東仁井谷町22番12号	令和元、19
自由民主党新南陽支部	新造健次郎	代表者	新造健次郎	河村 敏夫	” 6、1
		会計責任者	明石 和憲	兼重 元	
自由民主党豊北支部	吉田 真次	代表者	吉田 真次	有福精一郎	” ” 29
		会計責任者	中野 和孝	吉田 真次	
かわい美和子後援会	安田 永一	事務所	光市和田町9番0号	周南市本町1丁目25	” 7、4
		代表者	” ”	” ”	
木村健一郎後援会	近間 純栄	代表者	” ”	” ”	” ” 16
		事務所	周南市周陽1丁目4番8号	” ”	
しのだ洋司後援会	河村 達丸	代表者	河村 達丸	伊賀 克己	” ” 31

山口県選挙管理委員会告示第三十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第二項の規定による届出があった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和元年十一月一日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資 金 管 理 団 体 名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考 (届出年月日)
藤井 律子	周南市長	梨花の会	周南市大字栗屋724	藤井 律子	令和元、24



山口県公安委員会告示第二十五号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号。以下「法」という。)第五条の三第一項の規定により、講習会を次のとおり開催する。

令和元年十一月一日

山口県公安委員会

- 一 講習会の受講対象者
 - (一) 初心者講習会
 - (二) 法第四条第一項第一号の規定による許可を受けようとする者
 - (三) 経験者講習会
- 二 法第七条の三第二項の規定による許可の更新を受けようとする者
- 三 講習会開催の日時及び場所
 - (一) 初心者講習会

開 催 の 日 時	開 催 の 場 所
令和二、二、二二 午前九時三〇分 ” ” ” ” 四、一六 ” ”	

〃 〃 〃 〃 六、一四 〃 八、二〇 〃 一〇、一八 〃 一二、一〇 〃	山口県警察本部
(二) 経験者講習会	
令和二、 四、九 午後一時 六、一 〃 八、六 〃 一〇、八 〃 一二、三 〃	開 催 の 場 所 山口県岩国警察署岩国西幹部交番
令和二、 一、二三 午後一時 二、二〇 〃 三、一九 〃 四、二三 〃 五、二一 〃 六、二五 〃 七、一六 〃 八、二七 〃 九、二四 〃 一〇、二三 〃 一一、一九 〃 一二、二七 〃	開 催 の 日 時 山口県警察本部
令和二、 三、三 午後一時 五、一二 〃 七、七 〃 九、八 〃 一一、一〇 〃	開 催 の 日 時 山口県山陽小野田警察署厚狭幹部交番

公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和元年十一月一日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る物品等の名称及び数量
ICカード化運転免許証追記端末装置 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
令和元年九月三日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南二丁目一五番三号
- 六 落札金額
一億七千二百三十二万七千九百八十円
- 七 入札公告日
令和元年七月二十三日
- 八 その他
 - (一) 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政
 - (二) 調達方法
借入れ
 - (三) 落札方式
最低価格
- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る物品等の名称及び数量
運転免許電子ファイリングシステム 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続

- 四 一般競争入札
落札者を決定した日
令和元年九月三日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南二丁目一五番三号
- 六 落札金額
六千二百四十六万八千八百八十円
- 七 入札公告日
令和元年七月二十三日
- 八 その他
 - (一) 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政
 - (二) 調達方法
借入れ
 - (三) 落札方式
最低価格

令和元年十一月一日
発行

発行人

山口県知事